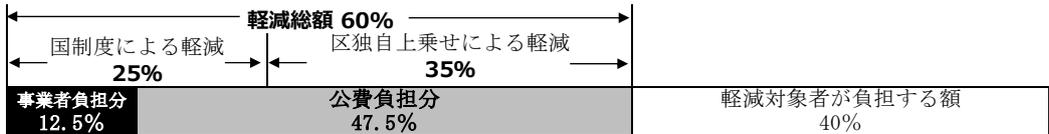
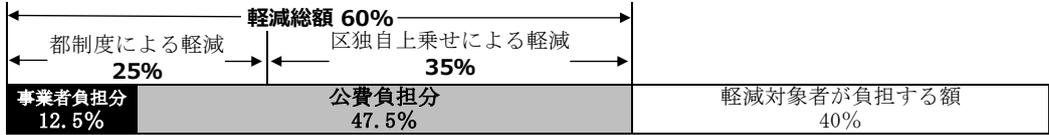


生計困難者等に対する利用者負担額軽減事業の負担割合（イメージ図）

2024. 4～

※軽減を受けられるサービスは、A制度～C制度いずれかの軽減事業の申出をした事業者のサービスのみのみ

<p>A 制度</p> <p>国制度と 区独自制度 の併用</p> <p>社会福祉法人、 市区町村が 軽減申出可能</p> <p>事業者負担あり</p>	<p>①介護費…利用者負担額（100%）のうち、60%を軽減</p>  <p>②食費・居住（滞在）費…利用者負担額（100%）のうち、25%を軽減</p>  <p>③生活保護受給者の個室の居住（滞在）費…利用者負担額（100%）のうち、100%を軽減</p>  <p>要綱：世田谷区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱</p>
<p>B 制度</p> <p>都制度と 区独自制度 の併用</p> <p>全ての事業者が 軽減申出可能</p> <p>事業者負担あり</p>	<p>①介護費…利用者負担額（100%）のうち、60%を軽減</p>  <p>②食費・居住（滞在）費…利用者負担額（100%）のうち、25%を軽減 負担割合は、上記Aの②と同じ</p> <p>要綱：世田谷区介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱</p>
<p>C 制度</p> <p>区独自制度</p> <p>全ての事業者が 軽減申出可能</p> <p>事業者負担なし</p>	<p>①介護費…利用者負担額（100%）のうち、50%を軽減※ 1</p>  <p>要綱：世田谷区介護保険利用者負担軽減措置実施要綱</p> <p>※ 1 支えあいサービス、介護予防筋力アップ教室については、利用料の50%を軽減</p>

《注》 ・「A制度」と「B制度」の①②は、高齢福祉年金受給者以外の生計困難者の例
 ・「A制度」において、軽減主体が本来受領すべき利用者負担収入に対する軽減総額の割合が10%を超える場合は、
 超えた部分のみ 国1/2、都1/4、区1/4の割合で負担する。

参考 <対象サービス>

サービス名	A	B	C
訪問介護	○	○	○
訪問看護（介護予防含む）	×	○	○
訪問リハビリテーション（介護予防含む）	×	○	○
訪問入浴介護（介護予防含む）	×	○	○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	○	○
夜間対応型訪問介護	○	○	○
通所介護	○	○	○
地域密着型通所介護	○	○	○
通所リハビリテーション（介護予防含む）	×	○	○
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	○	○	○
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	○	○	○
看護小規模多機能型居宅介護	○	○	○

サービス名	A	B	C
短期入所生活介護（介護予防含む）	○	○	○
短期入所療養介護（介護予防含む）	×	○	○
介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）	○	×	×
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）	○	×	×
指定相当訪問型サービス（訪問型 従前相当）	○	○	○
指定生活援助サービス（訪問型 区独自基準）	×	×	○
支えあいサービス（訪問型 住民参加型）	×	×	○
指定相当通所型サービス（通所型 従前相当）	○	○	○
指定運動器機能向上サービス（通所型 区独自基準）	×	×	○
介護予防筋力アップ教室（通所型 短期集中型）	×	×	○